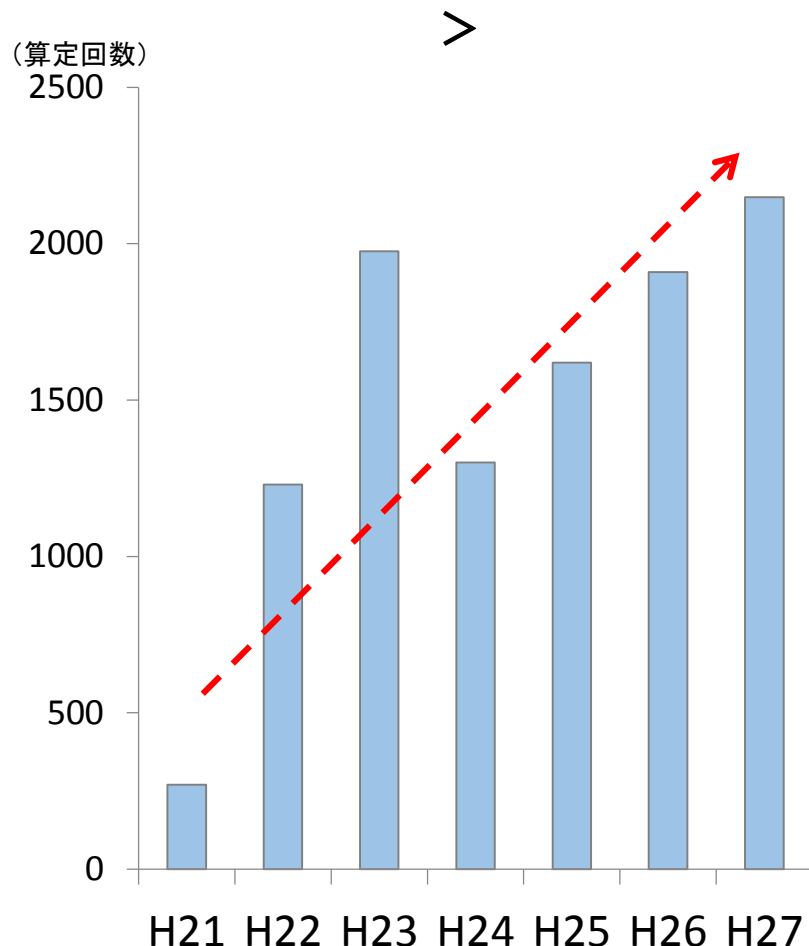


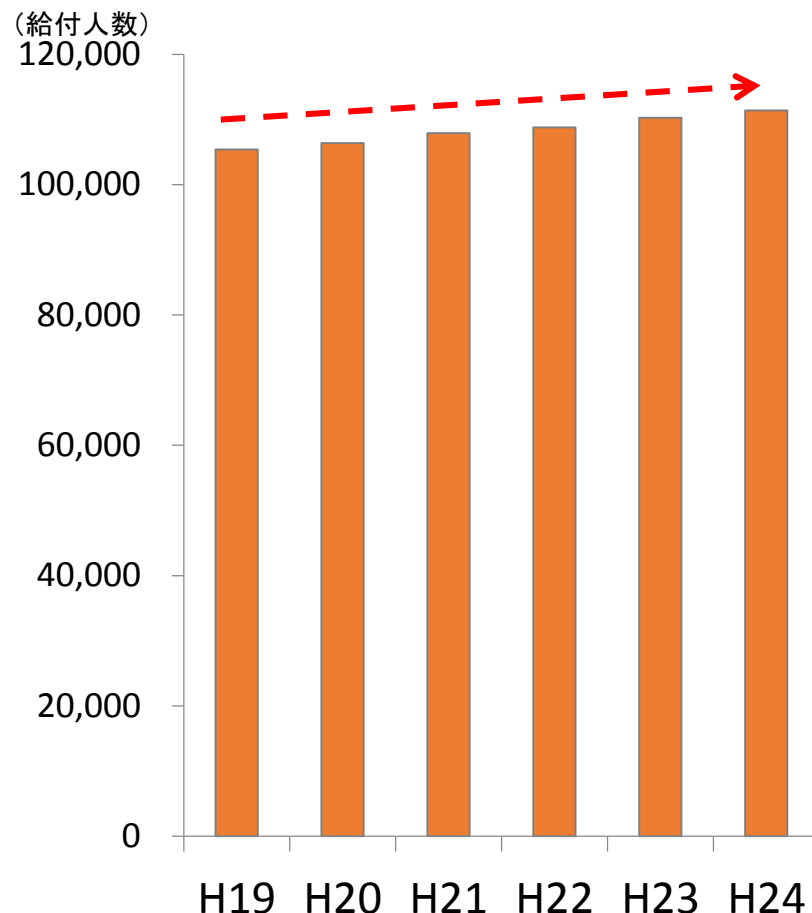
長期にわたり療養を要する小児の推移

○ 在宅人工呼吸指導管理料を算定回数や小児慢性特定疾病の給付人数は増加又は微増しており、長期にわたり療養を要する児童の数は増加していく傾向にある。

<在宅人工呼吸指導管理料算定回数(15歳未満)>

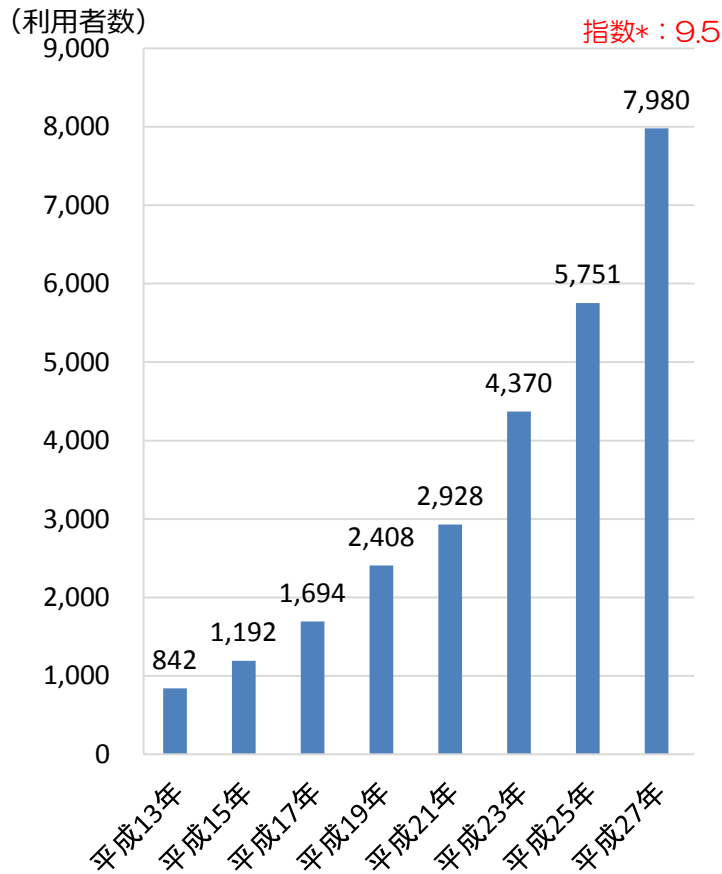


<小児慢性特定疾患治療研究事業の給付人数>



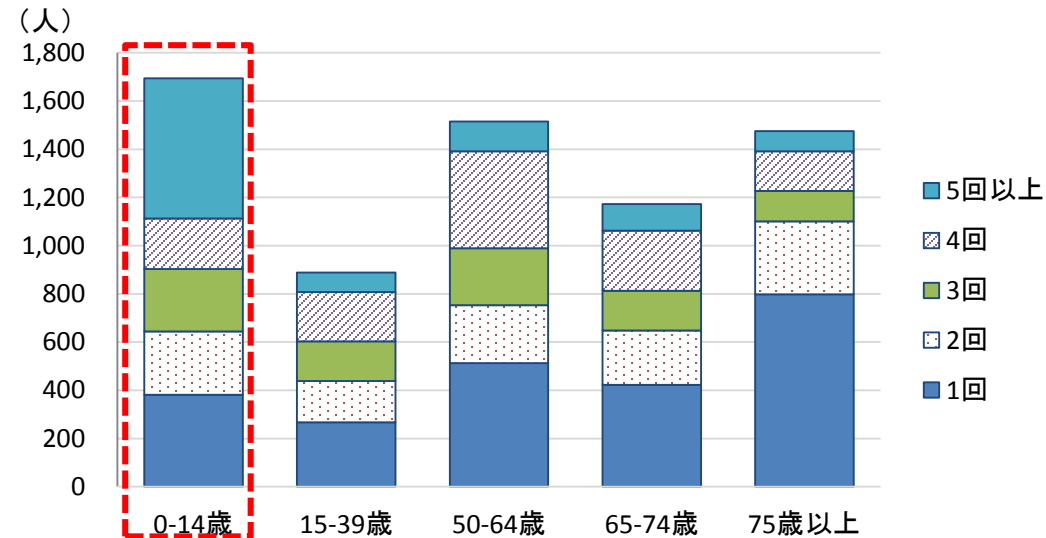
- 訪問看護ステーションからの訪問看護を受ける小児（0～9歳）の利用者数は増加しており、平成13年に比べ9.5倍になっている。
- 長時間訪問看護加算は、15歳未満の小児の算定者数が多くかつ1月当たりの算定回数が多い。

■ 9歳以下の訪問看護利用者数の推移



※：平成13年を1とした時の指数

■ 長時間訪問看護加算の算定回数別利用者数



長時間訪問看護加算は、基準告示第2の3に規定する長時間の訪問を要する者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合、1人の利用者に対して週1（15歳未満の超重症児又は準超重症児においては週3回）に限り所定額に加算すること

厚生労働省告示第六十四号 第二の三

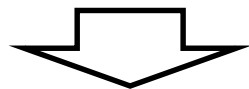
長時間訪問看護加算及び長時間精神科訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

長時間の訪問看護を要する利用者であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 十五歳未満の超重症児又は準超重症児
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- (3) 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

【課題】

- 今後も高齢者数の増加が続くことが想定され、2025年(平成37年)には、75歳以上人口比率が18%に達すると推計されている。高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加に加え、人口構造の変化による医療介護の支え手の減少も見込まれている。
- また、医療機関で死亡する患者が多数を占めている。一方で、看取りや在宅医療を含めた療養の多様なニーズは一層高まるものと考えられる。
- 在宅医療に対応可能な医療機関は概ね増加傾向で、医療機関の大部分は診療所が占めている。訪問看護ステーションの数や規模は増加・拡大している。
- 在宅医療を受けている患者の要介護度や、訪問診療や訪問看護の必要な理由、疾患名など患者の状態は多様であり、患者によって医療の提供密度も異なっている。
- 在宅で人工呼吸器等の医療を受けている小児が増加傾向にある。
- 在宅歯科医療、在宅薬剤管理の提供量も概ね増加傾向にある。
- 平成28年度診療報酬改定では、重症度や居住場所に応じたきめ細やかな評価、在宅医療専門の医療機関に係る要件の明確化、遠隔モニタリング等を活用した指導管理の評価等を行った。



- 在宅医療の質と量はもとより、効率性も確保しつつ、多様化する患者のニーズに応えることができるような新たなサービス提供のあり方や、地域の状況、個々の患者の状態、医療内容、住まい・住まい方等を踏まえた評価のあり方についてどう考えるか。